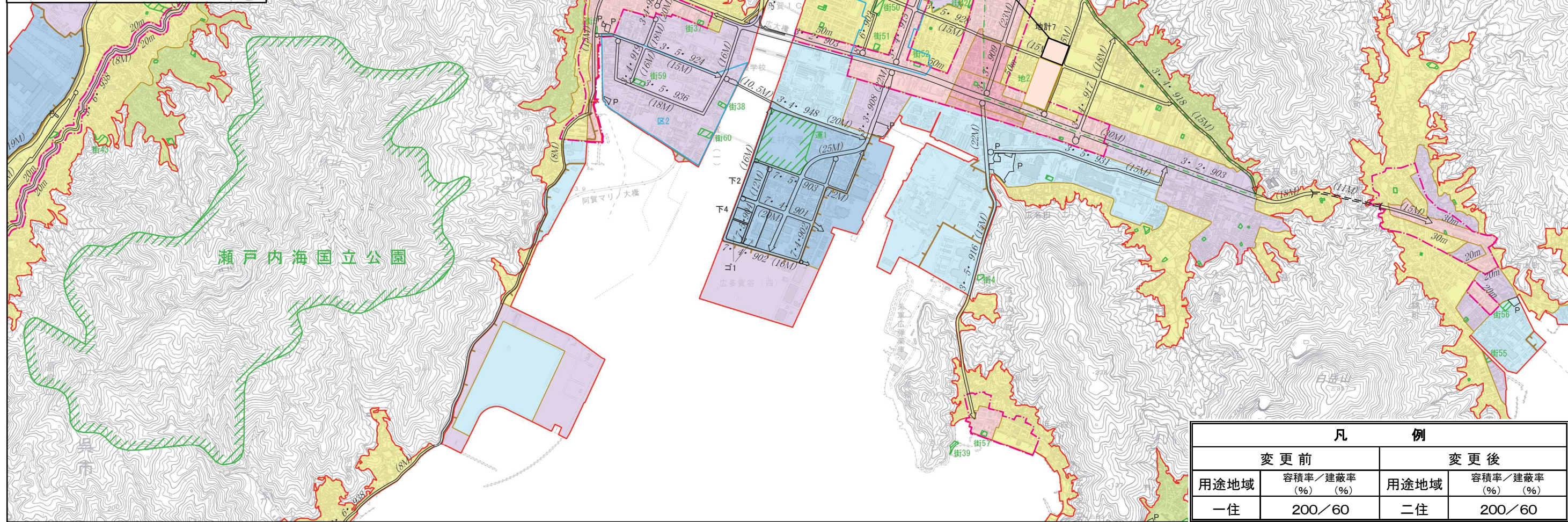


名称	色	高さ制限
都市計画区域	赤線	
市街化区域 (R4.12.26広島県告示第953号)	赤線	
市街化調整区域 (R4.12.26広島県告示第953号)	赤線	
第一種低層住居専用地域 (建築物の高さの限度 10m)	濃緑	100/50
第二種低層住居専用地域 (建築物の高さの限度 10m)	緑	100/50
第一種中高層住居専用地域	黄緑	200/60
第二種中高層住居専用地域	黄緑	200/60
第一種住居地域	黄	200/60
第二種住居地域	黄	200/60
準住居地域	黄	200/60
近隣商業地域	赤	300/80
商業地域	赤	400/80
商業地域	赤	400/80
商業地域	赤	400/80
商業地域	赤	500/80
商業地域	赤	600/80
準工業地域	紫	200/60
工業地域	青	200/60
工業専用地域	青	200/60
用途地域の指定のない地域	青	200/60

整理番号	第一種住居地域 200/60 → 第二種住居地域 200/60
1	面積 約1.8ha

N
↑
Scale 1/25,000
総括図



凡 例			
変更前		変更後	
用途地域	容積率/建蔽率 (%) (%)	用途地域	容積率/建蔽率 (%) (%)
一住	200/60	二住	200/60